

# とちぎ健康経営事業所認定証

株式会社ケーシーエス栃木支社 様

とちぎ健康経営事業所認定制度  
実施要領第6条第1項に基づき  
とちぎ健康経営事業所として認定します



とちぎ健康経営事業所

有効期間 令和 6 (2024)年 8 月 1 日から  
令和 9 (2027)年 7 月 31 日まで

令和 6 (2024)年 7 月 24 日

栃木県知事

福田 富一

